

栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務

2 目的

本業務は、武道ツーリズムの商品造成やその前提となる武道プログラム（体験・稽古等）の受入態勢を整備するために必要な知識や対応事項を実践形式で学ぶワークショップの開催により、県内における武道ツーリズムの認知拡大とモデル事例の創出支援を目的とする。

3 予定契約期間

契約締結日から令和8(2026)年3月13日（金）まで

4 委託内容

本仕様書に定めるもののほか、「栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、次の業務を実施すること。

(1) 武道ツーリズム推進セミナー等への出席及び開催支援業務

受託者は、県（栃木県スポーツコミッション事務局）が開催する「武道ツーリズム推進セミナー」等（下表参照）において、県の要請に応じ、本業務に係る内容のデータ提供、資料作成、参加及び説明等を行うこと。

なお、参加者の調整、開催日時の決定、会場（オンライン含）手配等の運営進行は原則県が実施する。

日程(予定)	内容	概要
令和7年 6月19日	武道ツーリズム 推進セミナー	・ 武道ツーリズムの先進事例に関するセミナー ・ 令和7（2025）年度事業内容説明 【参加者(予定)】栃木県スポーツコミッション参画団体、 県内武道関係者・県内観光関係者等 ⇒受託者においてワークショップの内容等について、概 要説明（県と受託者で協議の上決定）
同上	栃木県スポーツ コミッション武 道ツーリズム推 進チーム（仮称） 会議	・ チームの取組方針説明 ・ 令和7（2025）年度事業内容、スケジュールの提示 ・ 意見交換 ⇒受託者においてワークショップの内容等について説明
令和8年 3月上旬	補助事業報告会 兼チーム会議	・ 令和7（2025）年度事業の報告 ※4（3）参照 ・ 次年度の取組について

(2) 武道ツーリズム受入態勢整備ワークショップ開催業務

① 開催概要

ア 日時：令和7（2025）年度中1回以上

イ 参加者：30～40名程度

※『栃木県武道ツーリズム受入態勢整備補助金』の補助事業者（3者程度想定、以下「補助事業者」という。）は、受講必須とすることから、アーカイブ録画、資料提供等又はオンライン打合せ等の方法により、欠席者のフォローアップに対応すること。

ウ 開催時期：1回目 令和7（2025）年7月下旬～8月頃

※補助事業者は、ワークショップ参加後～翌2月末までに受入態勢を整備する取組

を実施する予定であることから、補助事業者の取組可能期間が確保できるよう設定すること。

② 開催準備・支援

ア ファシリテーター手配

受託者は、ワークショップの開催に際して、以下のファシリテーターを手配すること。
ファシリテーターの選定については、県と協議の上決定することとする。

なお、受託者がファシリテーターとなることは妨げない。

(ア) メインファシリテーター

ワークショップの開催に際して、当日の進行やタイムキーパーなど、ワークショップ全体を統括するメインファシリテーターを各回1名以上確保すること。

メインファシリテーターは、着地型旅行商品（特に訪日旅行者向け）の新規造成・販売及びそれに伴う事業者・関係者の受入態勢整備に関し、知識、技能及び経験を有する者を選定すること。

また、武道又は武道ツーリズムに関する知識、技能及び経験がある者が望ましい。

(イ) サブファシリテーター

必要に応じ、メインファシリテーターを補佐し、ワークショップの進行をサポートするサブファシリテーターを各回1名以上確保すること。

サブファシリテーターは、着地型旅行商品（特に訪日旅行者向け）の新規造成・販売及びそれに伴う事業者・関係者の受入態勢整備に関し、知識、技能及び経験を有する者が望ましい。

また、武道又は武道ツーリズムに関する知識、技能及び経験がある者が望ましい。

イ ファシリテーターとの調整

受託者は、ファシリテーターとワークショップの開催について、連絡を行い、当日の資料の送付及び謝礼の交付等、必要な調整を随時行うこと。

ウ 開催支援

受託者は、参加者の募集、開催日時の決定及び会場手配について、県と調整及び協力の上対応すること。なお、会場は栃木県庁内会議室を想定している。

エ ワークショップ内容の検討

受託者は、参加者が、武道ツーリズムの商品造成やその前提となる武道プログラム（体験・稽古等）の実施・販売に向けた受入態勢を整備するために必要な情報・条件等を理解・整理するためのワークショップ内容を提案すること。

ワークショップの内容や進行方法については、県と協議の上、決定することとする。

なお、内容は以下の項目を考慮し、企画提案書に記載すること。

- ① ワークシート等を使用したコンテンツシート（タリフ）の作成を組み込むこと。
- ② 参加者が具体的な議論を行えるようなものとする。
- ③ 意見交換等により、関係者のネットワーク構築ができると望ましい。
- ④ その他、スポーツ庁の方針や、本県の武道ツーリズム推進にあたっての方針である「栃木県テーマ別スポーツツーリズム検討報告書」をふまえ、必要な内容を実施すること。

オ ワークショップ資料の作成

受託者は、ワークショップの資料を作成すること。

企画提案書に、ワークショップの資料内容（コンテンツシート例、ワークシート記載内容等）について記載すること。

③ 当日の参加・運営

受託者は、ワークショップ開催当日、会場準備を行うとともに、ワークショップが円滑に進行するよう、運営を行うこと。

④ 意見聴取の内容記録

受託者は、意見聴取の内容について記録し、県に提供すること。

⑤ フォローアップ対応

ア 参加者のフォローアップ

受託者は、参加者に今後の武道ツーリズムの推進・受入態勢整備に向けたアンケートを実施すること。

また、ワークショップ開催後、参加者から追加の質問があった場合、県を通じて数回程度対面・オンライン・メール等の方法によりフォローアップすること。

イ 欠席者のフォローアップ

受託者は、(2)①イのとおり、補助事業者の欠席があった場合にフォローアップすること。

企画提案書に、アンケート及びフォローアップ方法について記載すること。

(3)『栃木県武道ツーリズム受入態勢整備補助金』の補助事業者報告会対応業務

受託者は、(2)の事業実施後の補助事業者の取組状況について、令和8(2026)年3月上旬に県が実施する報告会に出席し、ワークショップを踏まえたフィードバックを実施すること。

内容については、県と協議の上、連携して資料の作成・説明等を実施すること。

参加者の募集、開催日時の決定及び会場手配については、県と調整及び協力の上対応すること。

企画提案書に、フィードバック内容について記載すること。

5 その他

(1) 打ち合わせについては議事録を作成し、県と共有すること。(A4 1 枚程度、概要で可。次回打ち合わせ時の TODO リストが分かるもの)

(2) 県と協議の上、アンケート回答率の上昇に努めること。

(3) 実施時期の変更については県と協議の上柔軟に対応すること。

(4) 業務実施に当たってはスケジュール表を作成し、進捗を県と共有すること。

(5) 受託者は、業務上必要な資料や情報等について、県から求めがあったときは、当該資料等を提供すること。

6 成果品

本業務における成果品の納期限は以下のとおりとする。

	成果品	納期限	紙納品部数
1	ワークショップ資料	別途指定	参加者分+最終報告書添付1部
2	アンケート結果	別途指定	最終報告書添付1部
3	最終報告書	令和8(2026)年3月13日	1部

成果品はその都度、印刷物での納品の他、電子データで納入すること。データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形(PDF、Ai データ、PNG)及び編集が可能である形式(Microsoft Word、Excel、又はパワーポイント形式)でCD-R等の保存媒体(1部)で納品すること。

7 成果品に関する権利の帰属等

(1) 著作権等の取扱い

① 本業務にて制作した印刷物や動画データ、各種素材等の成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)等は、県に帰属するものとする。

② 本事業の実施に当たりイラスト、写真、BGM等第三者が権利を有するものを使用する場合、受託者において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。

③ 受託者は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 二次使用について

県は、成果品について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、受託者はそのために必要な手続きを行うこと。

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された

資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。